

Phipps Tower（在アトランタ日本国総領事館入居ビル）の
警備強化に伴う入館時の手続きについて

平成 30 年 9 月 24 日
在アトランタ日本国総領事館

当館が入居している Phipps Tower への入館に際し、本年 10 月 1 日から警備強化の観点から以下の手続きが必要となり、この手続きに応じなかった場合には当館が入居する 8 階までアクセスが出来なくなりますので、ご協力をお願い致します。

1. 写真付身分証明書をお持ちの方

- (1) ロビー階の受付にて写真付身分証明書を提示する
 - 主な身分証明書
 - * 米国運転免許証
 - * パスポート
- (2) 当館が入居している 8 階までのアクセス証を手交されます。
※受領したアクセス証は当館入口にて警備員に返却願います。
- (3) アクセス証をエレベーター内のカードスキャナーに照らし 8 階のボタンを押して下さい。

2. 紛失等により写真付身分証明書をお持ちでない方

- (1) 氏名等の人定事項を受付に伝える。
- (2) 顔写真を撮影されます。
- (3) 当館が入居している 8 階までのアクセス証を手交されます。
※受領したアクセス証は当館入口にて警備員に返却願います。
- (4) アクセス証をエレベーター内のカードスキャナーに照らし 8 階のボタンを押して下さい。
- (5) なお、写真付身分証明書をお持ちの方に比べて手続きに時間を要しますので、予め御了知おき願います。

3. 注意事項等

上記手続き開始にあたり、1 階受付にて混乱が生じ手続きに時間が掛かることが見込まれますので、時間に余裕をもってお越し頂くことをお勧めします。

なお、当館領事窓口は以下の時間で開館しております。

- (1) 午前：09：00～12：30
- (2) 午後：13：30～16：00

※領事窓口が開いている時間以外の当館へのアクセスは原則認められませんのでご注意ください。

以上